

## オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年5月15日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部長 富沢 純一

### 1 業務内容

- (1) 業務件名 神田錦町三丁目「キンキン広場」維持管理及び施設管理業務
- (2) 業務の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年5月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区における令和7・8年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

### 3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒103-0028 東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
八重洲ファーストフィナンシャルビル18階  
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
都心業務部事業推進第1課  
電話番号 03-5200-8611

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和8年5月21日(木) 午後4時まで

②提出方法

持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記(1)と同じ。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出より前に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
都心業務部事業推進第1課 (担当：松村)  
電話番号 03-5200-8662

以上

## オープンカウンター方式による見積合せ説明書

本説明書は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する調達契約に関し、オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について、説明したものです。

なお、オープンカウンター方式とは、機構が調達する案件で独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第370条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号（いわゆる少額契約）に該当する場合のうち、消耗品、備品等の物件の購入、印刷製本等及び役務その他の契約で適当な案件を、ホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方式です。

### 1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

「オープンカウンター方式による見積合せの公示」（以下「公示」という。）に示すとおりとします。

### 2 見積参加者に必要な資格

公示に示すとおりとします。

### 3 見積方法

- (1) 見積参加者は、公示、仕様書、本説明書等を熟覧し、承諾のうえで、見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、機構に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該調達についての不明を理由として異議を申立てることはできません。
- (2) 見積参加者は、見積案件ごとに所定の書式による見積書により見積りをして下さい。
- (3) 見積書は、封かんの上、見積参加者の氏名等必要事項を明記し持参して下さい。ただし、機構においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出することができます。この場合には、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に必要事項を記載し、機構あての親書で提出して下さい。なお、電話、電報、電送その他の方法による提出は認めません。
- (4) 見積書の提出場所及び提出期限は、公示に示すとおりとします。
- (5) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしなければなりません。但し、金額の訂正は認めません。
- (6) 見積参加者は、見積書を提出した後は、開封の前後を問わず、辞退をすることができません。また、引換え、変更又は取消しをすることもできません。
- (7) 見積参加者は、調達物品等の本体価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要す

る一切の諸経費を見積るものとします。

#### 4 見積合せ

##### (1) 見積参加者の立会

見積合せは、公示において指定する日時に行います。なお、その際、見積参加者の立会は不要です。

##### (2) 参加者不在等の取扱

見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいないとき又は見積合せをした場合において予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、機構が選定した者へ見積りを依頼することができるものとします。

#### 5 公正な見積りの確保

(1) 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 見積参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

(3) 見積参加者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

#### 6 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とし、無効の見積りを行った者を契約の相手方として決定していた場合は、その決定を取り消します。

(1) 参加資格のない者が見積りをなしたとき

(2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

(3) 見積金額の記載を訂正したとき

(4) 見積者の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）の判然としないとき

(5) 1人で同時に2通以上の見積書をもって見積りを行ったとき

(6) 明らかに連合によると認められるとき

(7) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき

#### 7 契約の相手方の決定

(1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積りした者を契約の相手方とします。

(2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

(3) 見積合せの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ、通知します。

#### 8 契約保証金

契約の相手方と決定した者は、契約締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。なお、契約保証金の納付の有無は、公示において示します。

#### 9 契約の締結

契約の相手方と決定した者は、決定された日から7日以内に契約書、請書その他これに準ずる書面を作成し、契約を締結しなければなりません。ただし、契約書等の作成が不要とされた場合は、この限りではありません。なお、契約書等の作成の要否は、公示において示します。

#### 10 見積参加者に求められる義務

見積参加者は、公示において求められた要件について、機構から説明を求められた場合は、機構が指定した期限までに見積参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

#### 11 見積の参加制限

次の各号の一に該当する者にあつては、その事実のあつた後2年間見積りに参加することができません。

- (1) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があつた者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 契約予定者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

#### 12 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積参加者が負担するものとし、ます。
- (2) 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 都合により見積合せを取りやめることがあります。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく、業務を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

以 上

見 積 書

金 \_\_\_\_\_ 円也 (税抜)

ただし、神田錦町三丁目「キンキン広場」維持管理及び施錠管理業務  
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和8年 月 日

住 所

会社名

代表者氏名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部長 富沢 純一 殿

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : \_\_\_\_\_

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : \_\_\_\_\_

※2 連絡先 (電話番号) 1 : \_\_\_\_\_

連絡先 (電話番号) 2 : \_\_\_\_\_

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

表

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 都心業務部長 富沢 純一 殿 (「神田錦町三丁目「キンキン広場」維持管理及び施 錠管理業務」見積書) ※(押印省略)
--

裏

封
住所・会社名
担当者氏名・連絡先
※登録番号

- ※ 機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区物品購入等）」に記載されている登録番号を記載すること。  
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。  
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。
- ※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と記載すること。

# 神田錦町三丁目「キンキン広場」維持管理及び施錠管理業務 仕様書

## 1 業務内容等

### (1) 目的

当業務は千代田区神田錦町三丁目における当機構保有地「キンキン広場」について、維持管理及び施錠管理を行うことを目的とする。

### (2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年5月31日まで

### (3) 履行場所（所在地）

東京都千代田区神田錦町三丁目 13 番 1

### (4) 業務の内容

#### ① 鍵の解錠及び施錠並びにベンチ3台の安全管理

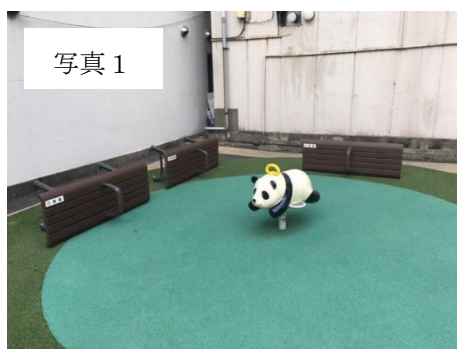
ア 履行期間中の土曜日、日曜日、祝日及び12月30日から1月3日までを除く毎日、午前7時から午前8時30分までに解錠、午後7時から午後8時30分までに施錠を行うこと。ただし、解錠及び施錠の時間は、受託者にやむを得ない事情が発生した場合には、変更できるものとする。

イ 施錠に合わせてベンチ3台を手前側に倒し（写真1及び写真2参照）、解錠に合わせて倒したベンチを元に戻すこと。なお、作業時にベンチの破損、作業員の怪我等が生じないように、細心の注意を払うこと。

ウ 敷地北東角のチェーンポール（詳細図 K2 地点）は、利用者の安全のため、解錠時に下げた状態とすること（写真3参照）。

エ 巻き取ったチェーンはそれぞれコンパクトにまとめ、見栄えにも配慮すること（写真4参照）。

オ 別紙の実施報告書に基づき、定期報告を行うこと（月1回）。



## ② 広場の巡回及び報告等

ア 履行期間中の土曜日、日曜日、祝日及び12月30日から1月3日までを除く毎日、解錠時及び施錠時に、敷地内の巡回、目視点検（汚損・破損等の不具合、許可のない掲示物の撤去等）及び遊具（ロッキング遊具1基）、掲示板等設置物の日常点検を行うこと。なお、日常点検の内容は、以下の通りとする。

- ・ 目視、触診などによる施設の変形や異常の有無を確認する。
- ・ 構造部材については、ぐらつきや、腐食・腐朽が進みやすい基礎部分の状態などに着眼し、また消耗部材については、部材の脱落・消失・破損がないか変形や磨耗の有無・度合いなどに着眼して行う。
- ・ 変形及び異常を発見した場合には、直ちに遊具の一部又は全体の使用中止の措置を講ずるとともに、委託者に連絡する。

イ 前項に規定する各種点検の結果、敷地内に明らかな異常が認められた場合には、委託者に報告を行うこと。

ウ 敷地内の水道を利用し、植栽の維持管理（水やり等）を行うこと。（作業頻度の目安：週2～3回程度）

エ 敷地内の状況に応じて、清掃（紙屑・落葉などの散在物や砂塵の堆積等の拾い掃き）を行うこと。（作業頻度の目安：週1回程度）

※（4）②の業務については軽微な部分とみなし、再委託も可能とする。

### （5）緊急措置・修繕

鍵及びベンチの破損等が発生し、周囲の安全維持のため緊急措置・修繕が必要な場合には、速やかに対応し、委託者に報告すること。この場合において、かかった費用は委託者が負担することとする。

### （6）その他

その他、業務に付随する事項について、委託者の指示のもと、実施すること。

## 2 特記事項

（1）本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。なお、本仕様書に記載の無い事項等、疑義が生じたときは、その都度委託者と協議すること。

（2）本業務の実施にあたり地元住民に迷惑をかけないこと。また、業務範囲内の苦情については、直ちに委託者に報告し、速やかに処理すること。

（3）本業務を実施するにあたり安全には十分留意し、道路上の作業については通行の妨げにならないようにすること。

（4）本業務の実施にあたり、実施計画表を提出すること。

（5）本業務において問題点が生じた場合は、その都度委託者と協議の上、処理すること。

（6）関係各所との打合せに必要な資料は、委託者と協議の上作成すること。

（7）清掃に必要な用具・消耗品等は受託者が用意すること。

（8）本業務の履行上知り得た情報等を第三者に漏らさないこと。

（9）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）

を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察

に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により委託者に報告すること。

③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより、業務に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。

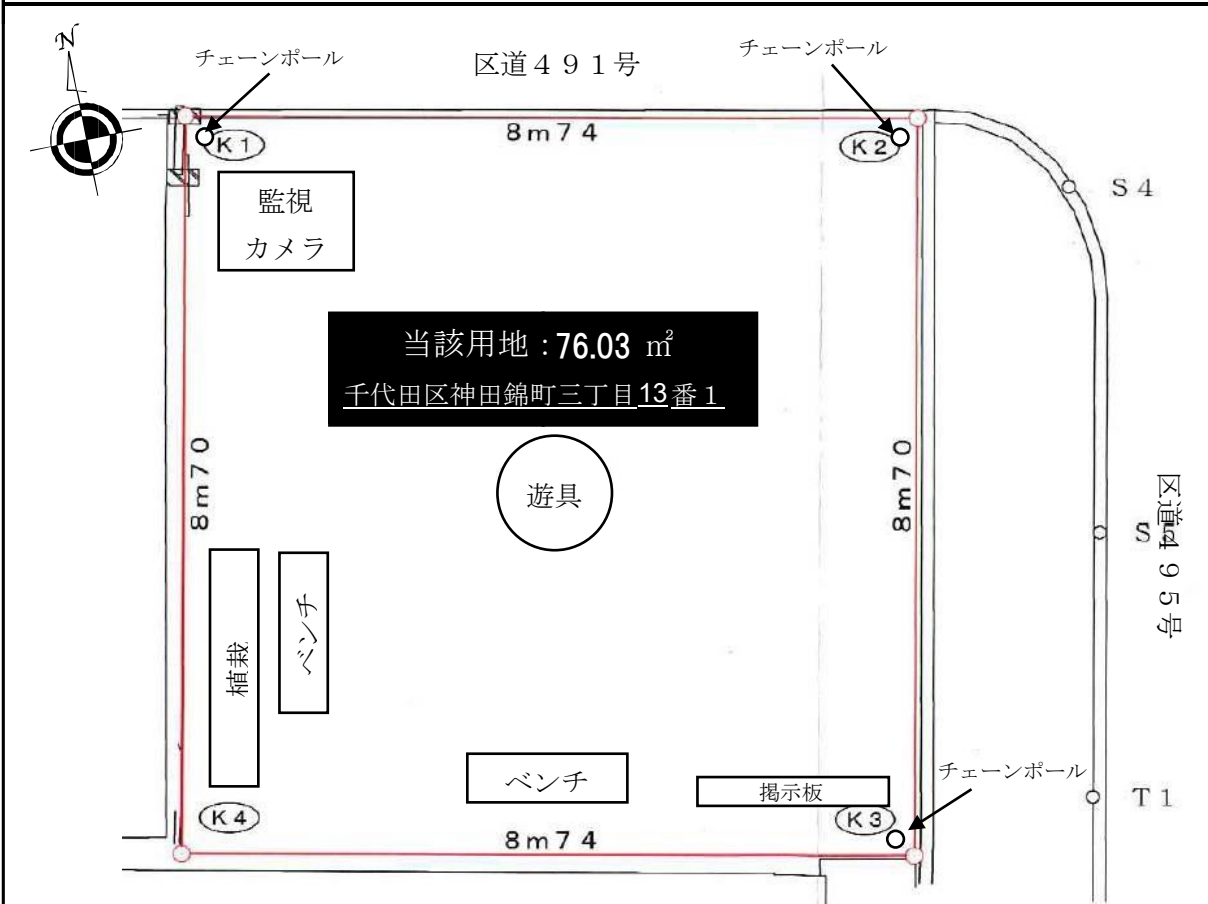
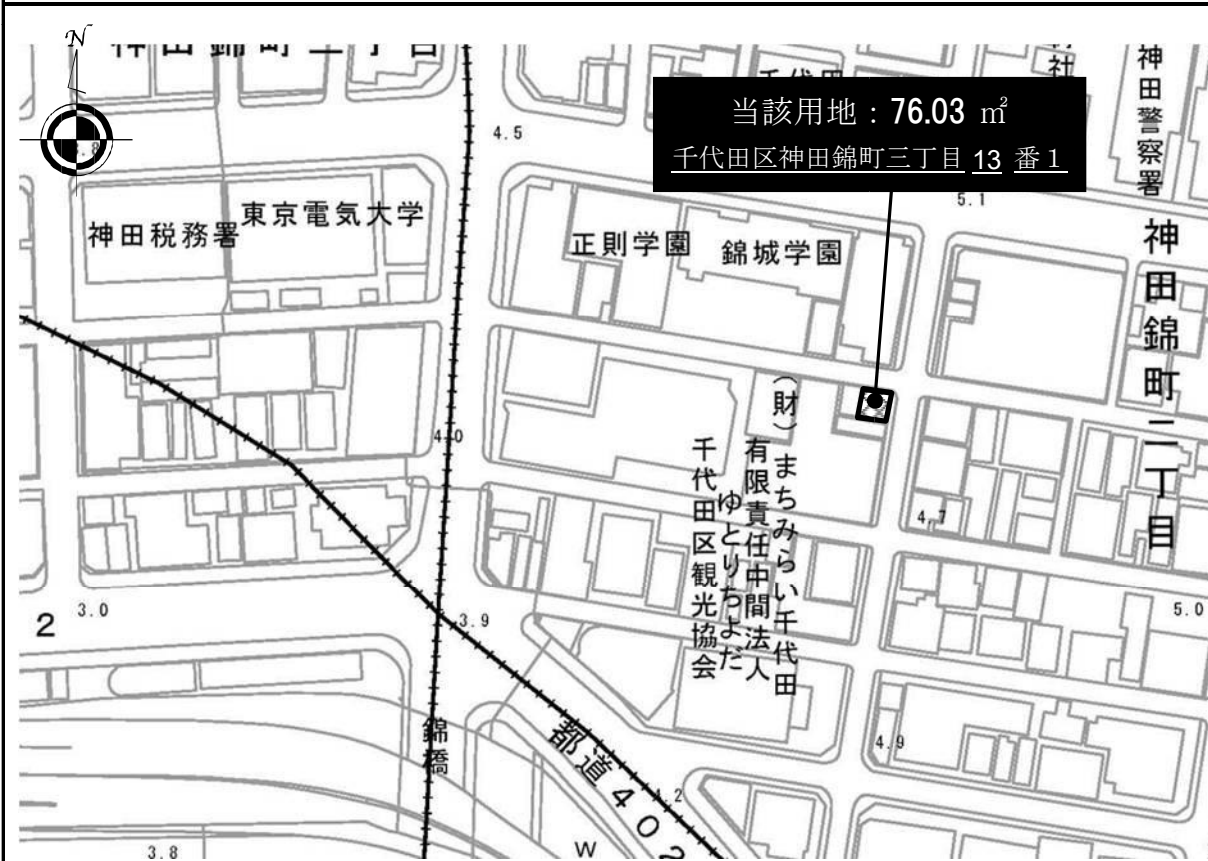
(10) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和8年2月)において定められている【判断の基準】に基づき実施すること。

### 3 報告書

(1) 1(4)①に規定する「鍵の解錠及び施錠並びにベンチ3台の安全管理」については、別紙に基づき、実施者・日時等を日報として記録し、月ごとに1部提出すること。

以 上

# 詳細図



神田錦町三丁目「キンキン広場」維持管理及び施錠管理業務  
実施報告書（       年    月分）

日付	鍵の開 閉	ベンチ3台の 安全管理	実施者	実施時刻	備考(鍵の損傷等)
例	開	実施・未実施	〇〇 〇〇	7:00	鍵の損傷(報告済み)
	閉	実施・未実施	〇〇 〇〇	19:00	鍵交換済み
1	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
2	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
3	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
4	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
5	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
6	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
7	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
8	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
9	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
10	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
11	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
12	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
13	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
14	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	
15	開	実施・未実施		:	
	閉	実施・未実施		:	

16	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
17	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
18	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
19	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
20	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
21	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
22	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
23	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
24	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
25	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
26	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
27	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
28	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
29	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
30	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	
31	開	実施・未実施	:	
	閉	実施・未実施	:	

## 業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 神田錦町三丁目「キンキン広場」維持管理及び施設管理業務
- 2 履 行 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目13番 1
- 3 履 行 期 間 年 月 日から  
令和 9 年 5 月 31 日まで
- 4 業 務 委 託 料 別紙「業務委託料支払予定表」記載のとおり

上記の業務について、委託者と受託者は、次の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自 1 通を保有する（ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

年 月 日

委託者 住 所 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号  
氏 名 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
都心業務部長 富沢 純一 印

受託者 住 所  
氏 名 印

（総則）

第 1 条 委託者及び受託者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、これを履行しなければならない。

2 受託者は、業務を頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

（善良な管理者の注意義務）

第 2 条 受託者は、委託者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって、業務を処理しなければならない。

（実施日程表等の提出）

第 3 条 受託者は、この契約締結後 10 日以内に実施日程表及び委託者の指示する書類を作成して、委託者の指示する部数を委託者に提出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受託者は、この契約の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分その他主体的部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、委託者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(委託業務責任者等)

第6条 受託者は、委託業務責任者及び担当者を定め、委託者に通知するものとする。

2 委託業務責任者は、委託者の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(指示者)

第7条 委託者は、業務の履行について、打合せ、指示等を行う指示者を定め、これを受託者に通知するものとする。

(履行報告)

第8条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

2 委託者は、前項の規定による調査又は報告の結果、必要があると認めるときは、受託者に対して適切な措置をとるべきことを指示することができる。

(諸費用)

第9条 委託者は、受託者が業務を実施するために、備品、消耗品等を必要とする場合には、貸与又は支給するものとする。

2 受託者は、業務を実施するために要した諸費用を委託者に請求する場合には、領収書又はその支出を証明できる書面を提示しなければならず、委託者は当該書面を確認し、必要と認める金額を負担するものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示(以下この条において「仕様書等」という。)の変更内容を受託者に通知し、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更することができ、それにより必要な費用を委託者が負担しなければならない。

2 前項の履行期間又は業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(損害の負担)

第12条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は受託者が負担するものとする。ただし、委託者の責めに帰する理由による場合の損害については、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(検査)

第13条 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を業務完了報告書の提出をもって通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受託者は、業務が前項の検査に合格しないときは、遅滞なく業務をやり直して委託者の検査を受けなければならない。この場合、検査については、前各項の規定を準用する。

(業務委託料の計算)

第14条 履行期間に、1か月末満の端数が生じたときの業務委託料は1か月分を30日として、日割計算した額とし、その日割計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

(業務委託料の支払い)

第15条 受託者は、第13条第2項の検査に合格したときは、書面をもって業務委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者に支払わなければならない。

(部分払)

第16条 受託者は、業務の完了前に、別紙「業務委託料支払予定表」に基づき、業務の既済部分に相応する業務委託料相当額を、次項以下に定めるところにより、部分払いとして請求することができる。

2 受託者は、前項の請求をしようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の既済部分の確認を書面により委託者に求めなければならない。この場合において、委託者は、遅滞なく、その確認をするための検査を第13条の規定に準じて行う。

3 受託者は、前項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求のあつ

た日から起算して14日以内に部分払金を受託者に支払わなければならない。

(委託者の任意解除権)

第17条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第19条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(委託者の催告による解除権)

第18条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第4条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第19条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第4条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 受託者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

七 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

九 第24条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第21条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第10条の規定により業務内容を変更し、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 第11条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条又は前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

第24条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 第18条又は第19条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第18条又は第19条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第24条の2 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の

規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第25条 委託者の責めに帰すべき理由により、第15条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第26条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、

委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。  
（秘密の保持）

第27条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（管轄裁判所）

第28条 この契約及びこの契約に関連して委託者と受託者との間において締結された契約、覚書等に関して、委託者と受託者との間に紛争を生じたときは、頭書の委託者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（適用法令）

第29条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（補則）

第30条 この契約においては、民法（明治29年法律第89号）第649条、第650条及び第651条の規定は適用しないものとする。

（契約外の事項）

第31条 この契約について定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別紙

業務委託料支払予定表

予定回数	予定金額（円）	備考
第一回	円 (円)	令和8年6月相当部分払い
第二回	円 (円)	令和8年7月相当部分払い
第三回	円 (円)	令和8年8月相当部分払い
第四回	円 (円)	令和8年9月相当部分払い
第五回	円 (円)	令和8年10月相当部分払い
第六回	円 (円)	令和8年11月相当部分払い
第七回	円 (円)	令和8年12月相当部分払い
第八回	円 (円)	令和9年1月相当部分払い
第九回	円 (円)	令和9年2月相当部分払い
第十回	円 (円)	令和9年3月相当部分払い
第十一回	円 (円)	令和9年4月相当部分払い
第十二回	円 (円)	完成払い

注) 予定金額の（）は、消費税及び地方消費税相当額で、内数である。